

## 加茂市在宅介護手当支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護者又は重度心身障がい児者（以下「要介護者等」という。）を、日常生活のほとんどにおいて介護している者（以下「介護者」という。）に対し、介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、介護に当たる家族の心身及び経済的負担の軽減を図り、もって要介護者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「在宅の要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123条）第19条第1項に規定する要介護認定を受け、居宅においてその要介護状態区分が要介護3以上の介護認定を受けた者で、居宅において介護を必要とする状態にある者をいう。

2 この要綱において「重度心身障がい児者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、居宅における日常生活において介護を必要とする状態にあるものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの等級が一級のもの。
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生省事務次官通知）第二の規定により療育手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度がAのもの。

### (対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する要介護者等と同居し、生計を同じくする者で、かつ、当該要介護者等を介護している者とする。

### (申請)

第4条 手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加茂市在宅介護手当支給申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

### (認定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請に基づき審査した結果、申請者が対象者であると認めるときは、申請者に加茂市在宅介護手当支給認定通知書（様式第2号。以下、「認定通知書」という。）により通知するとともに、加茂市在宅介護手当受給者台帳（様式第3号）に登載するものとする。

### (却下及び通知)

第6条 市長は、第4条に規定する申請に基づき審査した結果、申請者が対象者でないと認めるときは、申請者に加茂市在宅介護手当却下通知書（様式第4号）に

より通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第7条 第5条の規定に基づき認定通知書による通知を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当した場合は、手当の受給資格を失うものとする。

- (1) 介護者でなくなったとき。
- (2) 介護者又は要介護者等が本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 要介護者等が死亡したとき。
- (4) 要介護者等が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (5) 要介護者等が老人福祉施設等(病院を含む。)に入所し、又は入院したとき。ただし入院又は入所の期間が3か月以内のものは除く。

(届出)

第8条 受給者は、前項各号のいずれかに該当した場合は、速やかに加茂市在宅介護手当受給資格消滅届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(手当の額)

第9条 手当の額は、要介護者等一人につき月額5,000円とする。

(支給期間及び支払期月)

第10条 手当の支給期間は、申請のあった日の属する月から受給資格を失った日の属する月までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、要介護者等が病院、老人福祉施設等に1月のうち15日を超えて入院又は入所したときは、その月の手当は支給しないこととする。
- 3 受給者は、要介護者等に前項に規定する事由が発生した場合又はその事由が消滅した場合は、速やかに要介護者等異動届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。
- 4 手当の支払は、毎年8月、11月、2月及び翌年5月の四期にそれぞれ前々月までの分を支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は受給資格を失った場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

(支給の制限)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 要介護者等の介護を怠っていると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けようとするとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(変更の届)

第12条 受給者は、申請書の内容に変更が生じたときは、加茂市在宅介護手当受

給変更届（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（手当の返還）

第13条 市長は、虚偽その他不正な行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日において既に第3条の対象者であり、施行日から1月以内に申請をした者については、第9条第1項の規定にかかわらず、申請のあった日の属する月分から支給するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する

（経過措置）

2 この要綱の施行日において既に第2条第3項に該当する者の介護に当たっている第3条の対象者であり、施行日から1月以内に申請をした者については、第9条第1項の規定にかかわらず、申請のあった日の属する月分から支給するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日から平成7年10月30日までの間に申請した者において、既に第2条第1項及び第2項に定める者の介護に当たっている第3条の対象者については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより支給する。

（1）平成7年3月31日までに支給対象となった者は、4月分から支給する。

（2）平成7年4月1日以降に支給対象となった者は、その属する日から支給する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成8年10月1日から支給する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加茂市在宅介護手当支給事業実施要綱の規定は、施行期日以後の対象者について適用し、施行期日前までの対象者については、令和9年3月31日まで従前の例による。